



県章

山形県公報

令和7年4月4日（金）

第592号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

○指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………	（最上総合支庁地域健康福祉課）…	348
○同……………	（置賜総合支庁地域保健福祉課）…	同
○指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………	（同）…	同
○指定障害児通所支援事業者の指定……………	（庄内総合支庁地域保健福祉課）…	349
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による 指定障害福祉サービス事業者の指定……………	（同）…	同
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による 指定一般相談支援事業者の指定……………	（同）…	同
○特定計量器の定期検査の実施……………	（産業創造振興課）…	同
○同……………	（同）…	352
○農地を利用する権利の設定の裁定……………	（農業経営・所得向上推進課）…	353
○くろまぐろ（小型魚）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲 可能量の変更……………	（庄内総合支庁水産振興課）…	同
○くろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲 可能量の変更……………	（同）…	同
○山形県資源管理方針の変更……………	（同）…	354
○くろまぐろ（小型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲 可能量の設定……………	（同）…	同
○くろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲 可能量の設定……………	（同）…	同
○すけとうだら日本海北部系群に関する令和7管理年度における知事 管理漁獲可能量の設定……………	（同）…	同
○するめいかに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の 設定……………	（同）…	同
○ぶりに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定……………	（同）…	同
○土地改良区の定款変更の認可……………	（村山総合支庁農村計画課）…	同
○同……………	（置賜総合支庁農村計画課）…	355
○土地改良事業の計画変更の認可……………	（同）…	同
○土地改良区の役員の就任の届出……………	（庄内総合支庁農村計画課）…	同
○公共測量の終了の通知……………	（県土利用政策課）…	同
○同……………	（同）…	356
○開発行為に関する工事の完了……………	（村山総合支庁建築課）…	同
○道路の位置の指定の廃止……………	（庄内総合支庁建築課）…	同

公 告

○一般競争入札の公告……………	（税 政 課）…	同
○同……………	（DX推進課）…	358
○大規模小売店舗の新設の届出……………	（商業振興・経営支援課）…	359
○一般競争入札の公告……………	（教 育 局）…	360

- 同（ 同 ） …362
 ○同（ 同 ） …364
 ○特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告（病院事業局） …365

告 示

山形県告示第264号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和7年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人清流会	ホームヘルプサービスひまわり 最上郡戸沢村大字蔵岡字野中沢前山2759 番地	訪 問 介 護	令和 7. 3. 31

山形県告示第265号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和7年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人米沢栄光の里	万世園ホームヘルプサービスステーション 米沢市万世町牛森4172番5	訪 問 介 護	令和 6. 9. 27
株式会社訪問看護ステーションきらり	訪問看護ステーションきらり 米沢市金池七丁目5番21号	訪 問 看 護	同 9. 30
株式会社オフィス山形	デイサービス赤湯 南陽市新田890番地	通 所 介 護	同 10. 31

山形県告示第266号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和7年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社訪問看護ステーションきらり	訪問看護ステーションきらり 米沢市金池七丁目5番21号	介護予防訪問看護	令和 6. 9. 30

山形県告示第267号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和7年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の 種類	定 員	指定年月日
有限会社和のどか 東田川郡三川町大字猪子字下堀 田230番地1	放課後等デイサービス ハーモニー 東田川郡三川町大字猪子字 下堀田230番地1	放課後等デイサー ビス	10名	令和 7. 4. 1

山形県告示第268号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和7年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス の種類	指定年月日
合同会社そう 鶴岡市日吉町6番4号サンコー ポ1F	自立生活援助事業所ばん 鶴岡市日吉町6番4号サンコーポ1 F	自 立 生 活 援 助	令和 7. 4. 1

山形県告示第269号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

令和7年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定一般相談支援事業者の名称 及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
合同会社そう 鶴岡市日吉町6番4号サンコーポ1F	相談支援事業所だん 鶴岡市日吉町6番4号サンコーポ1F	令和 7. 4. 1

山形県告示第270号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和7年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

検査区域	検 査 対 象 特 定 計 量 器	検 査 期 日		検 査 場 所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称
山 辺 町	計量法施行令 第10条第1項	令和7年6月2日	午前10時から 午後2時30分まで	山 辺 町 中 央 公 民 館	一般社団法人 山形県計量協会
中 山 町	に規定する非 自動はかり、	同 月3日	午前10時から 午後2時30分まで	中 山 町 役 場	
西 川 町	分銅及びおも り	同 月5日	午前10時30分から 午前11時30分まで	西川町役場大井沢支所	

	同	午後1時から 午後3時まで	西 川 町 役 場
大 江 町	同 月10日	午前10時から 午後2時30分まで	大江町民ふれあい会館
河 北 町	同 月11日	午前10時から 午前11時30分まで	溝 延 研 修 セ ン タ ー
	同	午後1時から 午後2時30分まで	河 北 町 民 体 育 館
	同 月12日	午前10時から 午後3時まで	
朝 日 町	同 月13日	午前10時から 午後2時30分まで	朝日町開発センター
酒 田 市	同 月16日	午後1時から 午後3時まで	平 田 総 合 支 所
	同 月17日	午前11時から 正午まで	定期船飛島勝浦港発着 所
	同 月18日	午後1時から 午後4時まで	八 幡 総 合 支 所
	同 月19日	午前9時30分から 午前11時30分まで	広野コミュニティセン ター
	同	午後1時30分から 午後4時まで	松山農村環境改善セン ター
	同 月20日	午前9時30分から 午後3時まで	酒 田 市 総 合 文 化 セ ン タ ー
	同 月23日	午後1時から 午後4時まで	
	同 月24日	午前9時30分から 午後4時まで	
	同 月25日	午前9時30分から 午後4時まで	
	同 月26日	午前9時30分から 午後4時まで	
	同 月27日	午前9時30分から 午後3時まで	
川 西 町	同 年7月1日	午前10時から 午後2時30分まで	川 西 町 役 場
	同 月2日	午前10時から 午後2時30分まで	
高 畠 町	同 月3日	午前10時から 午前11時30分まで	和 田 地 区 公 民 館
	同	午後1時から 午後3時まで	糠野目生涯学習セン ター
	同 月4日	午前10時から 午後3時まで	屋 代 地 区 公 民 館
	同 月7日	午前10時から 午前11時30分まで	上郷コミュニティセン ター
	同	午後1時から 午後2時30分まで	万世コミュニティセン ター

米 沢 市	同	月 8 日	午前10時から 午後 2 時30分まで	窪田コミュニティセン ター
	同	月 9 日	午前10時から 午後 2 時30分まで	西部コミュニティセン ター
	同	月10日	午前10時から 午後 2 時30分まで	南部コミュニティセン ター
	同	月11日	午前10時から 午前11時30分まで	
	同		午後 1 時から 午後 2 時30分まで	東部コミュニティセン ター
	同	月14日	午前10時から 午後 2 時30分まで	北部コミュニティセン ター
遊 佐 町	同	月15日	午前10時から 午後 2 時30分まで	米沢市役所北側車両倉 庫
	同	月17日	午後 1 時から 午後 3 時30分まで	吹浦まちづくりセン ター
南 陽 市	同	月18日	午前 9 時30分から 午後 2 時30分まで	遊 佐 町 民 体 育 館
	同	月22日	午前10時から 午後 2 時30分まで	南陽市防災センター （ 沖 郷 公 民 館 ）
	同	月23日	午前10時から 午後 2 時30分まで	
	同	月24日	午前10時から 午後 2 時30分まで	南陽市勤労者総合福祉 センター
小 国 町	同	月25日	午前10時から 午後 2 時30分まで	（ワトワセンター南 陽）
	同	年 8 月 1 日	午前10時30分から 午後 3 時まで	小 国 町 役 場 （ 東 側 駐 車 場 ）
飯 豊 町	同	月 4 日	午前10時30分から 午後 3 時まで	飯豊町中部地区農村活 性化センター （中部地区公民館）
白 鷹 町	同	月 5 日	午前10時から 午後 2 時30分まで	白鷹町役場駐車場 A （西側駐車場）車庫前
上 山 市	同	月 6 日	午前10時から 午後 2 時30分まで	上 山 市 役 所 （ 南 側 車 庫 棟 前 ）
	同	月 7 日	午前10時から 午後 2 時30分まで	
	同	月 8 日	午前10時から 午後 2 時30分まで	
寒河江市	同	月18日	午前10時から 午後 2 時30分まで	西 部 地 区 公 民 館
	同	月19日	午前10時から 午後 2 時30分まで	寒 河 江 市 役 所 （ 重 機 車 庫 前 ）
	同	月20日	午前10時から 午後 2 時30分まで	
	同	月21日	午前10時から 午後 2 時30分まで	

長 井 市	同	月25日	午前10時から 午後2時30分まで	長井市役所庁舎車庫
	同	月26日	午前10時から 午後2時30分まで	
	同	月27日	午前10時から 午後2時30分まで	

山形県告示第271号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和7年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

検査区域	検 査 対 象 特 定 計 量 器	検 査 期 日	検 査 場 所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称
米 沢 市	計量法施行令 第10条第1項 に規定する非 自動はかり、 分銅及びおも り並びに皮革 面積計	令和7年6月2日から 同 年12月19日まで (指定定期検査機関が指定する日)	検査対象特定計量器の 所在場所又は指定定期 検査機関が指定する場 所	一般社団法人 山形県計量協会
酒 田 市				
寒河江市				
上 山 市				
長 井 市				
南 陽 市				
山 辺 町				
中 山 町				
河 北 町				
西 川 町				
朝 日 町				
大 江 町				
高 畠 町				
川 西 町				
小 国 町				
白 鷹 町				
飯 豊 町				
遊 佐 町				

山形県告示第272号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第 2 項において読み替えて準用する同法第39条第 1 項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和 7 年 4 月 4 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
新庄市大字升形字野田3749番	田	2,813
新庄市大字升形字野田3766番	田	1,554
新庄市大字升形字野田3782番	田	3,852
新庄市大字升形字野田3783番	田	2,990
新庄市大字升形字野田3784番 1	田	457

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
耕作すること	令和 7 年 6 月	10年	489,950円

3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形県方法務局新庄支局に補償金を供託する。

4 農地の所有者等の情報

なし

山形県告示第273号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第 5 項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和 6 管理年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 4 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第274号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第 5 項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和 6 管理年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 4 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第275号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、山形県資源管理方針を別紙のとおり変更した。
なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和7年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第276号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月末日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和7年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第277号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月末日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和7年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第278号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、すけとうだら日本海北部系群に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月末日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和7年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第279号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、するめいかに関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月末日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和7年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第280号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、ぶりに関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月末日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和7年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第281号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和7年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良区の名称

鶴子六沢土地改良区

- 2 事務所の所在地
尾花沢市大字六沢285番地
- 3 認可年月日
令和 7 年 3 月 27 日

山形県告示第282号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和 7 年 4 月 4 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
白鷹町土地改良区
- 2 事務所の所在地
西置賜郡白鷹町大字畔藤5277番地の 2
- 3 認可年月日
令和 7 年 3 月 26 日

山形県告示第283号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 1 項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 7 年 4 月 4 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良事業計画を変更した者の名称
吉野川土地改良区
- 2 認可年月日
令和 7 年 3 月 27 日

山形県告示第284号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西郷土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和 7 年 4 月 4 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理 事 及 び 監 事 の 別	氏 名	住 所
理 事	古 木 恵 美 子	鶴岡市辻興屋字三帳場 2 番地 3

山形県告示第285号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和 7 年 4 月 4 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
山形市、上山市の一部
- 2 公共測量を実施した期間
令和 6 年 7 月 22 日から令和 7 年 3 月 10 日まで
- 3 作業の種類
数値撮影（デジタル）

山形県告示第286号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和7年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
山形市の一部、上山市の一部、天童市の一部、東村山郡山辺町の一部、同郡中山町の一部
- 2 公共測量を実施した期間
令和6年9月17日から令和7年3月26日まで
- 3 作業の種類
公共測量（標定点測量、同時調整、数値地図）

山形県告示第287号

次の開発行為は、完了した。

令和7年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和6年12月17日 指令村総建第235号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
寒河江市大字高屋字西浦61番2、65番、61番2地先、65番地先
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
寒河江市小沼町151番地 株式会社建託アベ

山形県告示第288号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり廃止した。
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建築課及び庄内町役場において縦覧に供する。

令和7年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 廃止に係る指定の番号 私道庄第125号
- 2 廃止に係る指定の場所 東田川郡庄内町常万字大乘向11番1
- 3 廃止年月日 令和7年3月25日

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、e L T A X更改及び外形標準課税の適用法人の見直しに伴う税務総合電算システム改修業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
 - (2) 日時 令和7年5月16日（金） 午後2時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称及び数量 e L T A X更改及び外形標準課税の適用法人の見直しに伴う税務総合電算システム改修業務 一式
 - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間 契約締結の日から令和8年9月30日まで
 - (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相

当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和7年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和7年1月31日付け県公報第574号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することによる認証を受けていること。

- (6) 過去5年以内において、都道府県税事務全般に係るシステム開発を受託した実績があること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部税政課税務システム担当 電話番号023(630)2569

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和7年4月22日（火）午後3時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月16日（水）午後3時までに山形県総務部税政課税務システム担当に提出するとともに、併せて3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類を提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: System update of the Tax Computer System due to the revision of eLTAX and the review of corporations subject to the pro forma standard taxation: 1 set

(2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. May 16, 2025

(3) Contact point for the notice: Tax Computer Systems Section, Tax Administration Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken, 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2569

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワーク再構築及び運用管理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）

(2) 日時 令和7年5月21日（水） 午前10時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹高速通信ネットワーク再構築及び運用管理業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 契約締結の日から令和13年1月31日まで

(4) 履行場所 仕様書による。

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 令和7年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和7年1月31日付け県公報第574号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。

(6) 過去5年以内に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、全庁的に利

用される情報系ネットワークの設計、構築又は運用を受託した実績がある者（共同企業体の構成員として全庁的に利用される情報系ネットワークの設計、構築又は運用を受託した実績がある者を含む。）であること。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当
電話番号023(630)2098
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和7年5月9日（金）午後3時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和7年4月23日（水）午後3時までに山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当に提出するとともに、併せて次の書類を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
 - イ 3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類
 - ロ 2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書
 - (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
 - (3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
 - (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
 - (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
 - (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Reconstruction and operation management work of the Yamagata Prefectural Government's central communication network: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. May 21, 2025
- (3) Contact point for the notice: DX Promotion Division, Department for Innovation, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2098

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び新庄市役所において令和7年8月4日まで縦覧に供する。

令和7年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）クスリのアオキ新庄新町店
新庄市新町589番外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町2512番地	青 木 宏 憲

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年11月14日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,818平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 73台
 - (2) 駐輪場の収容台数 5台
 - (3) 荷さばき施設の面積 96平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 5.7立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
イ 開店時刻 午前9時
ロ 閉店時刻 翌午前0時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から翌午前0時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 終日
- 7 届出年月日
令和7年3月13日
- 8 その他
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和7年8月4日までに知事に提出することができる。
 - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県立学校LED照明器具賃貸借サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
 - (2) 日時 令和7年5月14日（水）午前10時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称及び数量
令和7年度 長期継続契約 山形県立学校LED照明器具賃貸借サービス 一式
 - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間 契約締結の日から令和17年9月30日まで

ただし、契約締結の日から令和7年9月30日までは、賃貸借物件の設置期間とするもので、当該設置に係る費用を受注者負担とし、賃貸借期間は、令和7年10月1日から令和17年9月30日までとする。

- (4) 入札方法 (3)の賃貸借期間の総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった賃貸借期間の総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
(2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
(3) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
(4) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
(5) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
(6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (7) 過去5年以内に国又は地方公共団体等が発注した種類をほぼ同じくするリース業務の実績を有するものであること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号

山形県教育局教育政策課学校施設担当（山形県庁13階） 電話番号023(630)2905

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和7年4月24日（木）午後1時まで4の契約条項を示す場所に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕

様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び3の(7)に係る事項を証明する書類を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め及び個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required: Lease of LED lighting equipment at Yamagata Prefectural Schools: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. May 14, 2025
- (3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Board of Education, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2905

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県県立中学校・高等学校統合型校務支援システム再構築及び運用管理・保守業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 令和7年5月15日（木） 午前11時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
山形県県立中学校・高等学校統合型校務支援システム再構築及び運用管理・保守業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和13年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

- (1) から (6) までに掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 令和7年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和7年1月31日付け県公報第574号）により公示された資格を有すること。
 - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴

力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC 27001）の基準に適合することにより認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。

(6) 過去5年以内に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、本業務と同種かつ同等規模以上（44校以上）の統合型校務支援システムの設計、構築及び運用を受託した実績があること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県教育局高校教育課教育DX推進室

電話番号 023(630)2792

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和7年5月2日（金）午後1時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和7年4月28日（月）午後1時までに山形県教育局高校教育課教育DX推進室に提出するとともに、併せて次の書類を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それらに応じるものとする。

イ 2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書

ロ 3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。

(4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Reconstruction and Operations of Integrated School Management Support System for Yamagata Prefectural Junior and Senior High Schools: 1 set

(2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. May 15, 2025

(3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Board of Education, Yamagata Prefectural

Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2792

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県立高校校内無線LAN拡張整備業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日時 令和7年5月15日（木） 午後1時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 県立高校校内無線LAN拡張整備業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 契約締結の日から令和8年2月28日まで

(4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

(1)から(9)に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。

(3) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。

(4) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

(5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されていること。

(7) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(8) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。

(9) 過去5年以内に公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校における無線LANの構築業務を受託した実績があること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県教育局高校教育課教育DX推進室

電話番号 023(630)2792

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第 1 項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和 7 年 4 月 28 日（月）午後 1 時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和 7 年 4 月 18 日（金）午後 1 時までに山形県教育局高校教育課教育 D X 推進室に提出するとともに、併せて次の書類を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それらに応じるものとする。

イ 2 の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書

ロ 3 の(8)及び(9)に係る事項を証明する書類

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2 の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required: Wireless LAN Expansion Maintenance Work for Prefectural School: 1 set

(2) Time-limit for tender: 1:00 P.M. May 15, 2025

(3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Board of Education, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2792

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 1 条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和 7 年 4 月 4 日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

山形県立病院総合医療情報システム更新事業（中央病院・新庄病院）一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県病院事業局県立病院課 D X 推進担当 山形市松波二丁目 8 番 1 号

電話番号023 (630) 3410

3 随意契約の相手方を決定した日 令和 7 年 1 月 29 日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

株式会社ソフトウェア・サービス 大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目 6 番 1 号

- 5 随意契約に係る契約金額 1,624,667,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第2号該当